

序 問題意識と目指すべき方向性

(1) 問題意識

<日本国憲法の基本原理・体系の堅持と新たな状況への対応の必要性>➡9条の改憲案のところで明らかなように、この改憲案は日本国憲法の基本原理を突き崩すものであり、「デジタル時代の人権保障」のところでは、過度に規律密度を高めようとして、憲法の人権体系それ自体を崩すものになっている。

<人権保障分野の問題点>人権分野において、現行憲法制定時には想定していなかった時代の変化に対して、憲法の定める「人権カタログ」が必ずしも十分に対応しきれていない面が見られる。➡時代の変化に合わせて、憲法解釈や判例によって人権保障のupdateがなされてきたことにことさら目を瞑り、「なにがなんでも改憲」という陥穽に陥っている。

<統治機構分野の問題点>統治機構分野では相対的に密度が低く、憲法の規律・統制機能が働きにくい。「通常政治」が「憲法政治」の領域を侵食している。➡「地方自治の発展・強化」「統治のあり方の再構築」における具体的な提案がはたして立憲主義の強化・確立に役立つものとなっているのか。何のための統治機構分野の改憲なのか、その基本線がはっきりしていない。統治機構改憲の提案が「目眩し改憲」になっていないか。

(2) 目指すべき方向性

<真に「個人」が尊重される「この国のかたち(Constitution)」をデザイン>

<3つの「尊厳」～「個人の尊厳」・「地域の尊厳」・「国家の尊厳」～>

<三大原理の確認・宣言と国家目標の設定>➡そもそも「個人の尊厳」と並び立つものとして、「地域の尊厳」や「国家の尊厳」を主張すること自体、憲法の基本的理解から逸脱している。国家がナショナルアイデンティティーを語りたい、この国のかたち

(Constitution)を新しく明らかにしたいという意欲は、国民の憲法制定権力を篡奪することになる。そしてここで述べられている「国家目標」には、安直で意味不明の文言が散見される。「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」「心豊かな活力ある社会」など。

I 人権保障のアップデート

2 その他人権保障の分野において検討すべき論点

(1) 両者の合意による婚姻の保障

同性婚にも異性婚と同様の法的保護(憲法的保障)を与えるべきではないかとして、以下のような改正を提案。憲法24条1項「婚姻は、両者(1)の合意のみに基いて成立し、両者(2)が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」※現行の規定(1)は「両性」、(2)は「夫婦」を下線部のように改める。➡両性を男性と女性でなく単に「二つの性」と解すれば、異性婚だけでなく同性婚も含まれると解釈できる。

(2) 男女共同参画、(3) 子どもの権利、(4) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)、(5) 教育環境の整備、(6) 尊厳ある社会保障、(7) 外国人・法人の人

権➡明記するかどうか、規定するかどうか「引き続き検討する」、「検討を加える必要がある」と言うだけで、本格的な検討に至っていない。

III 統治のあり方の再構築

3 平和主義（自衛権・自衛隊の統制）

<憲法9条は「現実」を規律・統制する規範力とその法的拘束力に対する国民の信頼を失ってしまったとの指摘もある。>安保法制の成立によって<憲法9条の規範力・統制力はいよいよ限界を突破され、突き崩されてしまったとも評価できるのではないかと>という現状認識の下で、以下のような論点を立てる。

【論点1】明文化するルールの内容、すなわち、安全保障政策として「自衛権行使の範囲」について、憲法上どこまで認めることとするのか、について検討する必要がある。次に、【論点2】そのような自衛権を担う実力組織としての「自衛隊」の保持及び統制に関するルールについて、検討することが必要となる。その上で、【論点3】9条2項の「戦力の不保持・交戦権の否認」と、上記の【論点1・2】の検討から導出された「自衛権行使の範囲」「自衛隊の保持・統制ルール」との関係をどのように整理すべきか、について検討する。

【論点1】自衛権行使の範囲に関しては、3つの選択肢があり得る。すなわち、

- A 「個別的自衛権」の範囲に限定する立場
- B 国際法上の「フルスペックの集団的自衛権」の行使を認める立場
- C 以上のABの中間として、「限定された集団的自衛権」の範囲に限定する立場。

【論点2】自衛隊の保持及び統制ルールに関しては、自衛隊の保持それ自体が長らく憲法論争の中心的テーマの一つであったことに鑑みると、仮に憲法を改正するとすれば、そのような規定を設けることもあり得る。

【論点3】9条2項との関係の整理に関しては、

《ア案》9条2項を改正して、A又はCの範囲に厳格に制約された限度での実力行使やそのための実力組織の保持ができる旨の新たな規定に書き換える案

《イ案》9条2項をそのまま残した上で、新たに規定する「自衛権の行使」「自衛隊の保持」との関係を整理するため、「9条2項の規定にかかわらず、A又はCの範囲に制約された『戦力』『交戦権』を認める」旨の例外規定を置く案を提示している。

➡国民民主党の改憲案の基本的な立場は、日本国憲法の9条と平和的生存権が規定している無軍備平和主義（軍縮平和主義）を廃絶して、安全保障政策として「自衛権行使の範囲」を憲法上どこまで認めるかを発想の出発点にしている。「自衛権」論議の出発点は、どこかが攻めてきたらどうするかであるが、日本国憲法の平和主義は、そもそもそういう前提を捨てることから出発している。「諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」（前文）のであって、どこかに悪い奴がいて攻めてくるかもしれない」という「不信の構造」を前提にはしていない。そういう国際社会の「不信の構造」を日本が先頭になって全面的に解消することによって、国民の生命・自由などを守っていこうとするのが、日本国憲法の基本的な立場である。だから、どこかが攻めてきたら、というようなことは、日本国憲法は全然予定していない（浦部法穂）。

日本国民は近代・現代戦争によって三つの国民的経験を積んだ。すなわち、①自衛の名による侵略戦争、②国防のための軍拡による不可避的戦争誘発、③現代戦争とくに核戦争が地上の最大悪（絶対悪）であることを身をもって知った。そのような国民の戦争三大経験を平和主義に転換し憲法化したものが、以下のような日本国憲法の3つの平和原則である。

第1 平和原則：一切の戦争放棄システムの維持・発展によって「戦争非合法化」の普遍的世界平和組織の建設と実効化を目指す。

第2 平和原則：我が国の軍縮と軍備撤廃の実行のプロセスと実績を示しつつ周辺国際的地域そして世界の軍縮実現のイニシアティブをとり促進する。

第3 平和原則：戦争と軍備による侵害・圧迫から免れた「平和的生存権」の日本国民への保障の実行モデルを提示しつつ、全世界の国民（人類）がそれをひとしく尊重される「正義」に基づく人類平和「秩序」の建設に努める（深瀬忠一）。

憲法9条と平和的生存権に基づく日本国憲法の3つの平和原則を発展・拡充させることを基本としなければならない。憲法9条の規範力を回復し強化するためには、憲法9条と自衛隊の存在の矛盾と乖離を自衛隊の平和憲法的解編を長期的・漸進的に実現していく方向で解決する必要がある、自衛隊を憲法に書き込むことによって、憲法の平和主義原則にトドメを刺すことであってはならない。

【論点1】 について、BやCの選択肢がありうると主張すること自体論外である。

【論点2】 については、2018年の自民党改憲案と同様の問題点があり、この提案は、軍事優先の論理を排除して曲がりなりにも維持されてきた「平和主義の理念」を根底的に突き崩し、市民の生活や人権に大きな悪影響を及ぼす。

【論点3】 《ア案》であれ《イ案》であれ、戦力不保持と交戦権の否認を規定する9条2項の規範内容を無意味化することに行きつく。